

第3章 フランス

第1節 外国人労働者の受け入れ施策の概要、受け入れ状況

1. 背景

フランスの外国人受け入れ政策の変遷には大きな転換点が二つある。第一次世界大戦以降、人口が著しく減少したフランスは、外国人受け入れの長い歴史と経験をもっている。特に第二次世界大戦後の「栄光の30年（1945年～1974年）」と呼ばれた経済成長期には、炭坑や自動車工場での安価な労働力としてスペインやポルトガル、マグレブ諸国（特にアルジェリア）から大量の外国人を受け入れていた。その高度成長が終わり、第一次石油危機を契機として、雇用状況が悪化したことを理由に「労働力導入」から「外国人流入の抑制」と「正規滞在外国出身者のフランス社会への統合」を柱とした外国人受け入れ政策を進めることとなった。その1974年が第一の転換点である。

その後、就労を目的とする外国人の受け入れは停止されたが、一方で既に入国している外国出身者が家族を呼び寄せることは許容したため、外国人は引き続き増加し続けていった。第一次オイルショック以後のフランスでは、外国人の入国を取り締まる一方で既に入国している外国出身者（不法滞在者も含む）の権利保障を進めるなど、政権交代による不法滞在者に対する取締りの強化と緩和が繰り返されてきた。

そうした「1974年以来閉ざされてきた国境を40年ぶりに労働者受け入れのために開くという方向転換」が行われたのが2006年の移民及び統合に関する法の成立である。1974年以降の外国人受け入れ政策は、家族の移動としての外国人流入を継続することであったが、その政策による経済への影響を検討した結果、政府は家族移動の外国人受け入れによる経済的な効果が低いと判断した。この第二の政策転換は、こうした判断に基づくものと言える。後掲の図表3-4に示したとおり、家族移動は経済的移動の4倍から7.5倍の水準で推移している。

2. 制度概要

EU加盟国及びフランスと二国間協定を締結している国以外の国民がフランスに3か月以上滞在する場合には、外交官など少数の例外を除いて滞在許可証を申請する必要がある。EU加盟国との間では、労働者の自由な移動に関する枠組み条約があり、EU加盟国の労働者に関しては、原則としてフランス国内への受け入れ手続きをする必要はない。ただし、2004年5月以降にEUに加盟した諸国に関しては、労働許可証を取得する義務を課している。2013年12月31日まで、ブルガリア国籍とルーマニア国籍の者の就業目的での入国が規制されていたが、2014年1月1日から自由化された。EU加盟国のうちクロアチアについては、移動の自由までの移行期間として2015年6月30日まで入国が制限される。

フランスの旧植民地として二国間協定（Accords bilatéraux sur les migrations

professionnelles et échanges de jeunes professionnels)¹を締結しているアフリカ諸国の労働者については、個別に入国及び滞在に関する諸条件を規定している。

フランスの滞在資格は、「一時滞在許可 (cartes de séjour temporaire) と「正規滞在許可証 (carte de resident)」の2種類である。なお、最初の入国で発行されるのは、原則「一時滞在許可証」である。一時滞在許可には、学生 (étudiants)、研修者 (stagiaires)、学術研究者 (scientifiques-chercheurs)、芸術文化活動滞行者 (artistes)、企業内転勤者＝給与所得者 (salarié en mission)、能力・才能 (compétence et talent)、季節労働者 (travailleurs saisonniers) などである。

現在のフランスの入国管理政策は、6カ月間以内の季節労働者を除けば、未熟練労働者の受け入れは抑制し、フランスの経済・社会発展への貢献度が高い高技能外国人労働者については積極的に受け入れるという政策をとっている。「Immigration choisie」²の受け入れという方針をとっているが、保守や右派が政権与党の時期には外国人受け入れ規制が厳格化され、左派が与党の時期には緩和される傾向が見られる。

2007年5月に内相時代から不法外国人の取り締まり強化をはじめとする入国管理法改正に積極的だったニコラ・サルコジが大統領に就任し、「フランスの社会・経済への貢献が期待できる高い能力を有する外国人には門戸を広げる一方で、それ以外の外国人については滞在条件を厳格化する」という方針はますます強化された。この後、2012年6月にオランド政権が成立し、大幅な制度改正は行われていないものの、外国人受け入れ姿勢を徐々に緩和する傾向が見られる。

3. 最近の動向

(1) 国籍取得の手続きに関する通達

ヴァルス内相(当時)は2012年10月16日、国籍取得の手続きに関する新たな通達を出した。サルコジ大統領時代に厳格化していた帰化申請の手続きを緩和することを目的とした通達である。従来の帰化審査の過程で申請者の実際の状況を踏まえた手続きを行うべく、帰化条件を意図的に厳しくしないようにするための措置である。帰化申請書類の審査の基準の透明性と公正さを実現することを目的としている。申請に必要な要件の1つの「安定した就労生活」の項目というのがあるが、申請者が有期雇用や派遣の契約労働者であることだけをもって、安定的な就労生活に該当しないと判断することを避けるようにするねらいがある。また高学歴の若年者を対象に以前よりも国籍取得を促す内容となっている。

¹ 二国間協定については：

<http://www.immigration-professionnelle.gouv.fr/proc%C3%A9dures/accords-bilat%C3%A9raux-et-%C3%A9changes-de-jeunes-professionnels>

以下、本稿におけるホームページ最終閲覧は2015年4月22日。

² 一般的には「選別的移民政策」あるいは「選択的移民政策」と訳される。

(2) 議論中の項目

政府は7月23日の閣議に外国人の滞在許可に関する規定を改正する法案及び難民申請・認定等の手続きの改革に関する法案の2法案を提出し審議した。

(a) 才能ある人材を受け入れるための新ビザの検討 (2014年7月)

法案の重要な改正点の一つに、才能ある人材をフランスに引き寄せることを目的として、新しい査証を導入するための措置がある。これは、研究者、投資家、起業家、管理職、アーティスト、スポーツ選手などを対象に、フランス社会への貢献が期待できる人材に対して、4年期限の新しい査証を発行するという趣旨である。現行の各種優遇待遇の許可証について、制度を一本化しつつ優遇度を高めるねらいがある。

この他、外国人受け入れの手続きを簡素化するために複数年期限の滞在許可証を発行するという措置である。現行の制度において、外国人は1年期限の滞在許可証を毎年更新しなければならないが、5年が経過したところで10年期限の滞在許可証を請求する権利が発生することになっている。今回の法案は、フランス国籍者の配偶者又はフランス国籍の子供の親について、1年期限の滞在許可証の更新時に2年期限の許可証を発行し、この期限が切れる時点で10年許可証の発行請求できるという形に改正されるというものである。家族呼び寄せの場合には、1年、4年と許可証を発行し、その後10年許可証の発行を請求できる形にする³。

(b) 難民受け入れに関する法案 (2014年7月)

現行法下において約2年を要している難民受け入れの手続きを迅速化して9カ月を目標とする措置が盛り込まれている。新しい難民申請の判断手順は、難民・無国籍者保護局(Office français de protection des réfugiés et des apatrides (OFPRA))の管理下で行われ、優先順位を公正で公平なものとする。庇護申請者受け入れセンター(Centre d'accueil de demandeurs d'asile (CADA))での判断に要する期間は標準的なもので5カ月とする。申請が却下された場合の再請求は、庇護権全国裁判所(Cour nationale du droit d'asile (CNDA))において、5週間の期間で判断が下されるようにするというものである⁴。

4. 受け入れ状況

(1) 滞在する外国出身者と外国人の割合 (2010年)

外国出身者に関する統計で、国籍別の内訳まで見られる最新の統計数値は2010年のもので

³ 政府公共サービスサイト

(<http://www.vie-publique.fr/actualite/panorama/texte-discussion/projet-loi-relatif-au-droit-etrangers-france.html>)

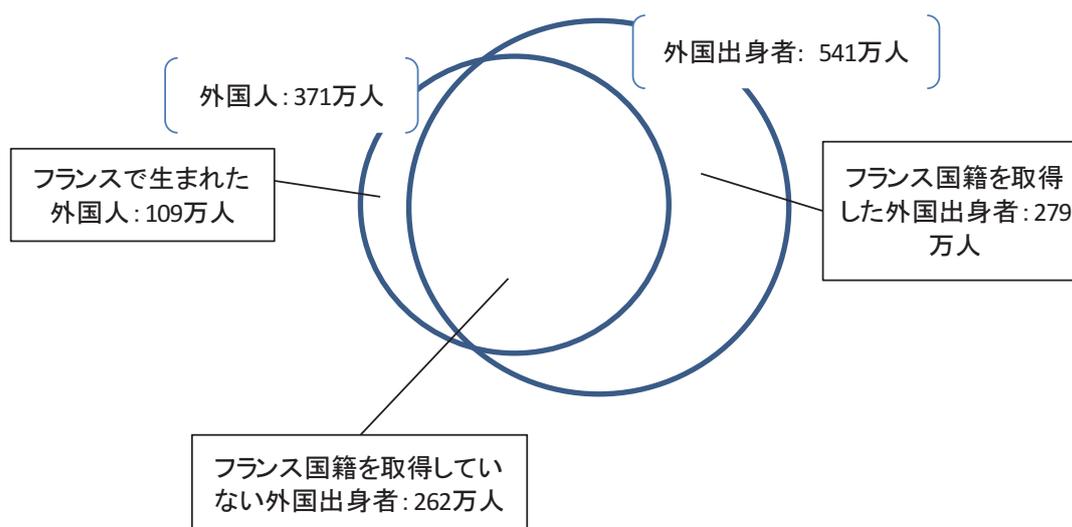
Les Echos 紙 2014年6月24日、Le Monde 紙 2014年7月24日

⁴ 政府公共サービスサイト

(<http://www.vie-publique.fr/actualite/panorama/texte-discussion/projet-loi-relatif-reforme-asile.html>)
Le Figaro 紙 2014年6月23日、Le Monde 紙 2014年7月23日

ある。2010年のフランスの総人口が6,276万5,235人、そのうちフランス人は5,627万1,000人、外国人が370万5,000人、外国出身者が540万6,000人、外国で出生したフランス国籍取得者が278万9,000人である。「外国人」とはフランス国籍を持たずにフランスに居住する全外国人がこれにあたる。これに対して、外国出身者は出生地及び国籍の二重の基準により定義される（図表3-1参照）。

図表3-1 外国出身者と外国人の割合 (2010年)



出所：INSSE資料⁵より作成

図中の「外国出身者」は原資料では「immigrés」であり、一般的には「移民」と訳される。

(2) 滞在する外国出身者の国籍別構成 (2010年)

外国出身者について、国籍別に見ると欧州ではポルトガル、スペイン、イタリアが多い。また、アフリカではマグレブ3カ国、アジアではトルコ、カンボジア、ラオス、ベトナムが多い（図表3-2参照）。

⁵ Part des populations étrangères et immigrées en 2010

INSEEとは、L'Institut national de la statistique et des études économiques（フランス国立統計経済研究所）のこと。

図表3-2 外国出身者の国籍別構成（2010年）（千人・％）

フランス人	56,271	89.7
フランス国籍取得者	2,789	4.4
外国人	3,705	5.9
外国出身者	5,406	8.6
欧州	2,062	37.4
EU27カ国	1,821	33.0
スペイン	248	4.5
イタリア	304	5.5
ポルトガル	588	10.7
その他EU諸国	680	12.3
その他欧州諸国	241	4.4
アフリカ	2,362	42.8
アルジェリア	730	13.2
モロッコ	671	12.2
チュニジア	242	4.4
その他アフリカ	719	13.0
アジア	791	14.3
トルコ	246	4.5
カンボジア、ラオス、ベトナム	161	2.9
その他アジア	384	7.0
アメリカ、オセアニア	299	5.4
合計	5,514	

出所：INSSE資料⁶より作成（表の上部と下部では異なった統計数値によるものであるため、外国出身者の合計数値が一致していない）

注：「外国出身者」は「フランス国籍取得者」と「外国人」の内数。「フランス人」「フランス国籍取得者」「外国人」の合計で100%。

（3）滞在する外国出身労働者の割合と人数（国籍別・2010年）

上記、図表3-2では外国出身の数が551万人とあるが、以下で挙げる図表3-3の全体数はその中の外国人労働者431万人の内訳であるので、この点についても、2つの図表は接続できないものである。

⁶ Immigrés selon le pays de naissance

図表3-3 外国出身労働者の割合と人数（国籍別・2010年）

		外国出身労働者及び その子孫の労働者総 数(千人)
EU域内からの外国出身者の子孫		1,270
EU域外からの外国出身者の子孫		810
外国 出 身 者	ポルトガル	380
	その他EU諸国	410
	マグレブ諸国	610
	その他アフリカ諸国	330
	トルコ	90
	その他アジア諸国	230
	その他諸国	180
	合 計	4,310

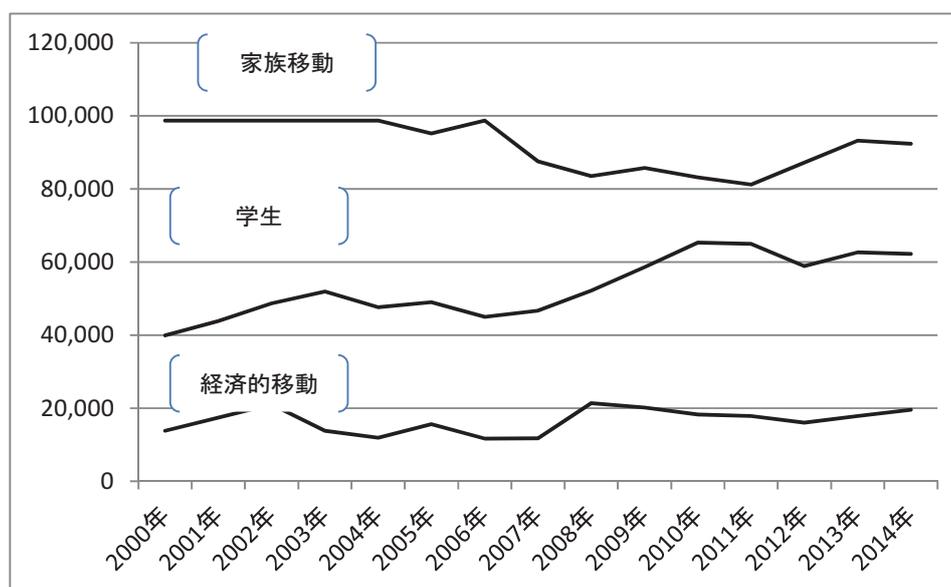
出所：INSEE発表資料⁷より作成

（４）外国人流入の入国理由別人数

年々の外国人流入について、入国理由別に2000年以降の推移を示したものが、図表3-4及び図表3-5である。家族移動や学生が多く、経済的移動が少ないという特徴がある。家族移動とは、既にフランスに滞在している外国人が家族を呼び寄せ再統合する場合である。経済的移動とは、就労・経済活動をするためにフランスに入国する場合である。

⁷ Fiches thematiques, situation sur la marche du travail

図表3-4 国理由別人数（単位：人）



出所：SGCIC (2011b)、SGCIC (2011a)等より作成

図表3-5 入国理由別人数（単位：人）

	経済的移動	家族移動	学生	その他	人道的移動	合計
2000年	13,841	98,642	39,942	15,891	6,723	175,039
2001年	17,411	98,643	43,859	14,314	9,288	183,515
2002年	21,065	98,644	48,680	12,734	10,929	192,052
2003年	13,777	98,645	51,873	12,870	4,635	181,800
2004年	11,908	98,646	47,622	11,257	6,287	175,720
2005年	15,661	95,123	48,959	15,545	22,500	197,788
2006年	11,678	98,646	44,943	11,329	16,665	183,261
2007年	11,751	87,537	46,663	10,511	15,445	171,907
2008年	21,352	83,465	52,163	9,667	17,246	183,893
2009年	20,181	85,715	58,582	11,342	18,581	194,401
2010年	18,267	83,178	65,271	11,571	18,220	196,507
2011年	17,821	81,171	64,925	11,627	17,487	193,031
2012年	16,013	87,170	58,857	12,624	18,456	193,120
2013年	17,832	93,173	62,614	12,952	17,425	203,996
2014年	19,565	92,365	62,200	13,380	20,360	207,870

出所：Ministère de l'Intérieur (2015) 等より作成

注：2013年の数値は暫定値、2014年の数値は予測値。

(5) 不法滞在の外国人

フランスでは、「サンパピエ (sans-papiers)」と呼ばれる正規の滞在許可証を持たずに不法に滞在する外国人が数十万人にのぼるとされている。サンパピエは、観光ビザで入国して、滞在証明書の交付を受けずにそのままフランスに残留しているケースがほとんどであるとされている。フランスの失業率が高いものの、重労働とされる建設・土木業、清掃業やレストランでは、慢性的な労働力不足が続いており、不法滞在者の多くがこうした産業で就労している。

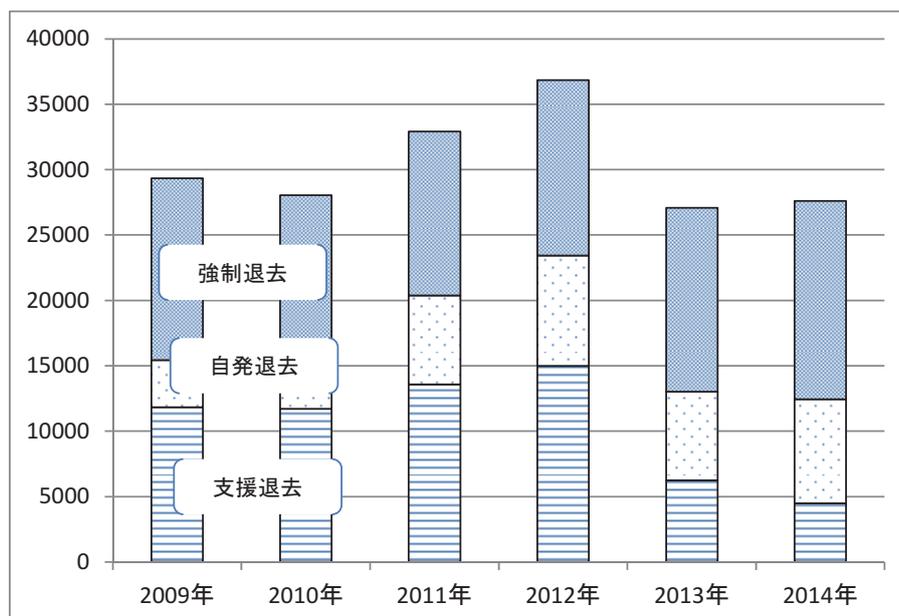
不法滞在者の国外退去は毎年3万人前後記録されている。内務省が発表した2009年以降の国外退去数を示したのが図表3-6及び図表3-7である。

図表3-6 国外退去数の推移 (単位:人)

	強制退去	自発的退去	支援を伴う退去	合計
2009年	13,908	3,606	11,818	29,332
2010年	12,034	4,292	11,700	28,026
2011年	12,547	6,781	13,584	32,912
2012年	13,386	8,455	14,981	36,822
2013年	14,076	6,777	6,228	27,081
2014年	15,161	7,968	4,477	27,606

出所: Ministère de l'Intérieur発表資料⁸より作成

図表3-7 国外退去の推移 (退去区分別) (単位:人)



出所: Ministère de l'Intérieur発表資料より作成

⁸ Ministère de l'Intérieur, L'éloignement des étrangers en situation irrégulière
<http://www.immigration.interieur.gouv.fr/Info-ressources/Statistiques/Tableaux-statistiques/L-eloignement-des-etrangers-en-situation-irreguliere>

高山(2006)によれば、「移民及び統合に関する2006年7月24日の法律第2006-911号」⁹(以下「2006年移民法」という。)以前は、不法滞在者であってもフランスに「10年常住」していることを証明できれば滞在証を交付して正規化する施策をとってきた。しかし、2006年移民法によって滞在が長いというだけの理由で、滞在が正規化する権利は奪われることとなった。その結果、従来であれば、居住者証が交付されるはずの不法滞在者の権利が剥奪され、正規の仕事に就くこともできないという、全くの無保障の状態におかれることになった。ところがこれらの不法滞在者たちは1945年オルドナンス¹⁰第25条によって国外退去や国外追放からは保護されており、居住者証は与えられないものの、国外退去や国外追放もできないという中途半端な状態におかれる不法滞在者が大量に発生することになった。

2009年10月には、サンパピエ労働者達が正規化を求めて派遣会社やレストラン、工事現場などでストライキを実行した。外国人労働者支援団体や人権擁護団体だけでなく、CGT(労働総同盟)やCFDT(民主労働同盟)などの労組もストライキを支持し、スト参加者数はおよそ2,000企業の5,400人にのぼったとされる。これに対して政府は同年11月、不法滞在労働者の合法化に関する新たな基準を決定した。正規滞在許可証を持たない労働者で正規化を申請したい者は、最低5年間フランス国内に滞在しており、企業に最低12カ月雇用されていることを証明しなければならないというもので、雇用主による最低1年間の雇用契約に関する書類も揃える必要がある。さらに、「人員が不足している」職業に限られる。

この政府の対応に対して労組側は、「サンパピエ労働者たちは、既に統計にもカウントされており、ニューカマーではない」「人員が不足している職業で人手が必要だということ認めるならば、なぜそのうえ5年間の滞在証明までも要求されるのか」と強い反発を示した。また、同年11月に実施された世論調査によると、78%が「不法滞在の労働者はフランス経済にとって重要な役割を果たしている」と考えており、64%が「不法滞在の労働者を状況に応じて、合法化すべき」、24%が「全ての不法滞在労働者を合法化すべき」と回答している。背景には、「不法滞在の労働者はフランス経済に大きな影響を与えている」とする国民の認識があるとされる¹¹。

第2節 外国人労働者受け入れの影響

フランス経済を分析対象とした外国人労働者受け入れの分析では、雇用拡大による経済成長へのプラスの影響が確認できるが、労働市場への影響として賃金や就業率、失業率については小さいながらもマイナスの影響を指摘する研究がある。ただ、外国人労働者の失業率はフランス人に比べて大幅に高いことや、外国人労働者が就業する業種に関して偏りが見られ

⁹ Loi n° 2006-911 du 24 juillet 2006 relative à l'immigration et à l'intégration

¹⁰ フランスにおける外国人の入国及び滞在の条件に関する 1945 年 11 月 2 日のオルドナンス第 45-2658 号 (Ordonnance n°45-2658 du 2 novembre 1945 relative aux conditions d'entrée et de séjour des étrangers en France)

¹¹ 当機構・海外労働情報 2010 年 1 月参照。

るとの指摘もある。また、税収や社会保障会計の観点ではプラスとマイナスの双方の影響が見られるとされている。

1. 経済・財政、労働市場への影響

(1) 外国出身者の労働力率、失業、就業率 (2011年)

Minni et al. (2012)¹²によると、外国出身者の労働力率は67.5%となっており、フランス人の70.7%と比較して低い水準である。男女別では外国出身者男性の労働力率が78.0%でフランス人男性の74.6%より高いのに対して、女性では外国出身女性の労働力率が58.0%でフランス人女性の67.0%より低い。出身国別の労働力率は、ポルトガルの78.8%を筆頭に、インドシナ諸国やサハラ砂漠以南のアフリカ諸国で7割を超えており高い水準にある。逆にトルコ出身者の労働力率は57.8%と低い。この違いは女性の労働力率によるものとされている。ポルトガル出身女性の労働力率が75.3%に達しているのに対して、トルコ出身女性では32.0%に過ぎない。

外国出身者の失業率は16.1%と高い水準にありフランス人の8.5%と比べて2倍近い水準である。出身国別にみると、特にトルコ出身者の失業率は25.8%に達しており、北アフリカのマグレブ諸国及びサハラ砂漠以南のアフリカ諸国出身者でも20%を超えている。それに対して、ヨーロッパ諸国出身者の失業率は低い。ポルトガル出身者が5.6%、スペイン出身者が7.4%、イタリア出身者でも8.5%にとどまっている。なお、インドシナ出身者の失業率は11.4%であった。

外国出身者の就業率は56.6%でフランス人の64.7%より低い水準にある。特に、サハラ砂漠以南のアフリカ諸国出身者の労働力率は比較的高いにもかかわらず、高失業率の影響により就業率は58.0%にとどまっている。トルコ出身者は労働力率が低い上に失業率が高いため就業率が42.9%に過ぎない。

他の条件を一定であると仮定すれば、すなわち、年齢、子供の数、学歴、フランス滞在期間などが同じ場合、外国出身者が失業者となる確率を推計した結果、ヨーロッパ諸国（イタリア、スペイン、ポルトガルの3国）出身者以外はフランス人と比べて高い。特に、北アフリカのマグレブ3カ国の出身者が失業者となる確率は、フランス人の2倍を超えている¹³。1995年から2011年の統計数値を参照すれば、マグレブ諸国出身の外国人の失業率はフランス人の2.6倍から3.2倍、サブサハラ諸国出身者では2.3倍から3.1倍となっている（図表3-8参照）。

¹² Minni et al. (2012), 2012-077 - Emploi et chômage des immigrés en 2011, 31 octobre 2012

¹³ Minni et al. (2012) 7 ページ参照。

図表3-8 フランス人と外国人出身者の失業率比較 (%)

	フランス人	外国出身者				
		欧州域内	マグレブ諸国	サブサハラ・アフリカ	その他の諸国	
1995年	10.9	19.9	10.6	31.1	28.1	23.4
1996年	11.2	22.2	11.6	33.7	30.7	26.6
1997年	11.5	21.6	10.6	33.1	32.1	25.3
1998年	11.0	22.0	11.1	32.4	32.1	25.1
1999年	11.0	21.1	10.5	31.1	31.9	23.6
2000年	9.3	18.8	9.9	28.4	24.3	20.4
2001年	8.1	16.5	7.8	25.9	22.8	16.5
2002年	8.2	16.5	7.9	25.3	20.3	19.0
2003年	7.9	15.9	6.8	24.3	24.2	15.8
2004年	8.3	15.6	6.9	22.1	22.0	18.7
2005年	8.2	16.6	8.3	23.3	19.5	18.5
2006年	8.3	15.5	8.1	21.7	21.9	15.0
2007年	7.3	15.3	7.5	20.9	19.9	16.0
2008年	6.8	13.1	6.3	18.0	16.6	14.0
2009年	8.5	16.1	8.2	22.5	20.3	16.1
2010年	8.7	16.0	7.8	22.9	20.0	15.6
2011年	8.5	16.3	7.9	22.5	22.2	16.4

出所：Minni et al. (2012)より作成。

(2) 長期失業者、パートタイム労働者 (2011年)

Minni et al. (2012)によると、失業者に占める長期失業者の割合についても、外国出身者が高い水準にある。長期失業者の割合はフランス人で40%であるのに対して、外国出身者は48%となっている。特に、北アフリカのマグレブ諸国出身者は52%であり、さらに女性に限れば58%に達する。ちなみに、フランス人女性の長期失業者の比率は39%である。

パートタイムで就業する者の比率は、フランス人で17.4%であるのに対して、外国出身者では20.4%と比較的高い。男女別に見てもパートタイムで就業する者の比率は、フランス人と比べると外国出身者の方が高い。また、パートタイムで就業している最大の理由として、「フルタイムでの仕事が見つからなかったため」としている者は、フランス人で29%であるのに対して、外国出身者では41%となっている。特に、サハラ砂漠以南のアフリカ諸国出身者に関して、この比率が55%に達している。

さらに、有期の雇用契約(CDD及び派遣)で就業している者の比率は、フランス人で13.2%であるのに対して、外国出身者では16.2%となっている。特に、サハラ砂漠以南のアフリカ諸国出身者では、この比率が21.0%に達している。

(3) 外国出身者が多く就業する業種

Minni et al. (2012) によると、外国出身者が比較的多く就業している業種¹⁴は、家事代行・支援業や警備業、建設・土木業、ホテル・レストラン業である。就業者全体では、8.6%が外国出身者であるが、家事代行・家事支援の職では34.7%、警備員では28.6%、建設業の熟練労働者で27.1%、ホテル・レストラン業の従業員（管理職は除く）で19.4%が外国出身労働者によって占められている。ちなみに就業者に占める公務員の比率はフランス人で20.6%であるのに対して、外国出身者では10.4%に過ぎない。

(4) 賃金水準

今回の調査の結果、外国出身者の賃金水準に関する公式統計は見つかっていない。ただ、外国出身者が多く就業する業種・職種は低技能で低賃金のものに偏っている傾向が見られるため、外国出身者の賃金水準はフランス人のそれと比較して低い水準にあると言われている。

(5) 外国人受け入れによる経済・財政への影響分析

この項ではフランス語文献を中心に外国人受け入れがフランス経済や財政に与える影響について分析した既存研究についてレビューする¹⁵。

a. 外国人の財・サービス及び経済成長に対する影響分析¹⁶

『選別的外国人受け入れとフランス経済に必要なもの』(Ministère de l'économie(2006)) は、フランス経済・財政・産業省によって、2006年1月に発表された報告書である。この報告書は、外国人受け入れがマクロ経済指標や所得分配、労働市場、財政へどのような影響を及ぼすのかという視点で分析している。その冒頭でヨーロッパ諸国における外国出身者の経済への影響に関する統計・研究は少ないと指摘している。つまり、この報告書は具体的な統計的データに基づく裏付けは十分とは言いがたく、理論的な議論が中心となっている。この報告書は、外国出身者の受け入れによって財やサービスの需要が高まる効果を指摘し、需要増大への企業の対応として労働需要が高まるが、その需要による雇用はフランス人と外国出身者で区別するわけではないと分析している。つまり雇用の拡大によって、経済活動にプラスの影響を与えることになるというのが趣旨である。また、この報告書ではBretin (2004) を引用しながら、年間5万人の外国出身者の増加により、経済成長率が年間で0.1ポイント引き上げられる効果があると指摘している¹⁷。

¹⁴ このデータは2009年から2011年の平均値である。

¹⁵ フランス人(フランス語)による外国人文献は、この報告書で取り上げたもの以外にも確認できている。だが、アメリカの研究をベースにした論考やフランス以外の諸外国を分析対象とする研究は本報告書では取り上げなかった。

¹⁶ 本項目を執筆するにあたって、藤本玲氏(パリ・デカルト大学(パリ第5大学)博士課程)の協力を得た。

¹⁷ Ministère de l'économie(2006)の15ページ参照。

b. 1人当たりGDPに与える影響

Ministère de l'économie(2006)は、外国出身者の流入による経済規模の拡大は、国民一人当たりGDPの増加にはつながらないが、国力としての経済規模の拡大はフランス人にも有益であると分析している。経済・社会活動に必要な社会資本や歳出の基礎部分は、人口の規模に比例せず一定の額が支出されるため、外国人の受け入れによって一層規模の大きな人口が負担することになり、1人当たりの負担する額が低下する。また、経済規模の拡大は国際競争力の強化に繋がると分析している。

さらに、外国出身者の経済活動上の能力や行動がフランス人と同等であれば、国民一人当たりGDPに変化は見られないものの、GDPは人口増加分拡大することを指摘している。この根拠として挙げているのが、アルジェリア独立後の1962年に、フランス人が多く引き揚げたことによって労働力人口が1.6%増加した経験である。自国民と非常に類似した特性を持つ帰国者が流入することによる、経済の主要な指標への統計的に有意なほどの影響はなかったという¹⁸。

ただ、一般的にはフランス人と外国出身者は経済活動上の能力や行動が同じではない。職業能力は、フランス人と比べて低い場合が多く、そのため外国出身者が失業する可能性もフランス人と比べて高い（第2節1. (2) 参照）。労働力率や出生率についてもフランス人と外国出身者では状況が異なる¹⁹。外国出身者は収入の一部を母国の家族などに送金する者もいるため、フランス国内での消費や貯蓄の行動も異なる²⁰。

ただ、外国出身者の中には、技能の極めて高い人材もいる。その高い生産性が一人当たりGDPの増大に繋がる可能性も指摘している。また、高い技能がなくてもフランス人を補完する能力を持っている外国出身者は、国民一人当たりGDPを増大させる可能性があることを示している。フランスにおける典型的な例として、農業の季節労働者を挙げている。収穫時などの繁忙期に多くの外国人季節労働者が就労することで、フランスの農業が発展していると考えられている。つまり、外国出身者は熟練技能の点だけでなく、フランス国民では十分に供給されない分野において一定の期間一定の労働力が提供されるという点について、受け入れ国においてフランス国民に対して優位性を持っている場合もある。この点について、フランスの経済においてフランス国民に対して補完的性質があると指摘している。

D'Albis et al. (2013)²¹は、1994年から2008年にかけてフランスが受け入れた外国人のうち、1年以上の滞在許可証を取得した者の大部分は外国出身者の家族（家族呼び寄せや配偶者への帯同など）²²であることに着目し、外国人受け入れによるGDPへの影響を分析してい

¹⁸ この他に、1962年のフランスにおける人口増加の影響に関する研究として、Hunt (1992) がある。

¹⁹ 1999年時点の数値として、フランス人の出生率が1.9人だったのに対して、外国人は2.4人だったことが例に挙げられている（D'Albis et al. (2013)の16ページ参照。

²⁰ Ministère de l'économie(2006)の16ページ参照。

²¹ パリ第1大学教授らによる研究。

²² 「immigration familiale」のことであり、一般的には家族移民と訳される。

る。この論文では、ベクトル自己回帰（VAR : Vector Autoregressive）モデルに基づいて、外国出身者比率（新規入国者のフランス居住者に占める割合）と、国民一人当たりGDPの関係を分析している。このモデルでは「一人当たりGDP」と「失業率」「外国出身者の比率」の変数によるモデルを構築し、それぞれの過去のデータの変化に基づいた推計を行っている。分析の結果、ヨーロッパ諸国以外からの外国出身者は、一人当たりGDPの増加に貢献したと結論付けている。すなわち、外国出身者は国民の生活水準の向上へ寄与しているとしている。外国出身者比率、とりわけ外国出身者の家族の比率は、国民一人当たりのGDPにプラスの効果があり、しかも統計的に有意であることが実証されている。外国出身者比率の1%の上昇は、1年後の一人当たりGDPを0.017~0.02%増加させる効果があると推計している²³。

c. 賃金及び失業（雇用）に与える影響

Ministère de l'économie（2006）は、外国出身者受け入れの労働市場への影響として、賃金と就業率・失業率への影響は小さいものの、マイナスの影響の可能性を指摘している。外国出身者が増えることによって賃金及び就業率へ与える影響は、労働市場における雇用が流動的か否かの度合いによって異なる。アメリカと比べてヨーロッパは労働市場が流動的ではないという現状を踏まえると、外国人の受け入れによる労働市場への影響は賃金の低下ではなく、失業を引き起こす傾向があると言える。ただ、この影響の現れ方は熟練労働者と非熟練労働者では異なるだろうという見解が示されている。フランスでは最低賃金が他の国に比べて高い水準にあり、均衡賃金（au salaire d'équilibre.）との差が相対的に小さい。すなわち最低賃金に近い水準で就労する非熟練労働者の賃金水準が相対的に高い。非熟練労働者の外国出身者が増加し、労働供給が増大した場合に、企業は非熟練労働者の賃金が高い水準にあるため、非熟練労働者の雇用を吸収することができず、失業者が増加することになる。そのため外国人の受け入れは、フランス人の雇用に対してわずかながらマイナスの影響が見られるとしている²⁴。その一方で、賃金上昇や低下が起りやすい労働者層の場合、労働供給の増大の結果として賃金が低下することで市場が調整され、失業者が増えるような影響は出ないとする。これは、熟練労働者について起りうるケースである。Borjas（1999）で用いられているシミュレーション分析の手法に基づく、フランスでは5万人の外国出身者が増加（労働力人口の0.18%増加）することによって、賃金が0.04%から0.18%低下すると推計している²⁵。ただ、これにはフランス人と外国出身者の労働市場における代替性の度合いが関係している。つまり、フランス人の労働力を補完する能力を持っている場合は、賃金や就業率の低下はわずかであるか、場合によっては相殺されるとも指摘している。

また、D'Albis et al.（2013）は、外国出身者の増加による失業や雇用への影響はないとし

²³ D'Albis et al.（2013）の14ページ参照。

²⁴ Ministère de l'économie(2006)の18ページ参照。

²⁵ Ministère de l'économie(2006)の19ページ及び46ページ参照。

ている²⁶。外国人の受け入れが失業率にネガティブな影響を及ぼしている数値が確認できるが、統計的に有意な結果が得られなかったとしている²⁷。さらに、Gross（2002）によると外国人受け入れは短期的に失業率を上昇させるものの、中長期的には失業率を低下させていると述べている。失業率が低下する理由としては、労働需要が次第に増加し調整がなされていくことをひとつの要因として挙げている。

d. 財政に与える影響

Ministère de l'économie（2006）は、外国出身者の財政への影響について、プラスとマイナスの双方の効果が考えられ、差し引きした結果としての影響はどちらとも言えないとしている。短期的に見れば、外国出身者は子供が多いため公費負担の教育費が多いことや、低賃金の職種で就労する労働者が多いため、租税・社会保障制度を通じた再分配が増加することが考えられる。こうした外国出身の労働者に着目すれば、財政支出の大きさに比べて、税・社会保険料拠出額は少ないため支出超過となる。ただ、高度人材が多い場合などは、税・社会保険料拠出額が多い一方、公的扶助制度等の利用は少ないため、財政へはプラスの影響があると考えられる。長期的に見れば、フランスでの社会生活に定着しフランス人より高い収入を得ることができる職種に就く外国人の存在も想定されると指摘する。また、外国出身者の一部は、労働市場から引退した後、出身国に戻る者もあり、それが（高齢者）医療費の削減などにつながるという分析をしている²⁸。

Rapoport（2010）²⁹では、非ヨーロッパ系の外国出身者は、失業保障制度の諸手当を受給する確率がフランス人の1.7倍、生活保護³⁰を受給する確率は3.6倍、住宅手当を受給する確率はマグレブ諸国出身者で3倍、その他アフリカ諸国出身者で1.8倍に上っているとしている³¹。しかしながら、生産年齢人口の割合は外国出身者の方がフランス人よりも高いという点で、税・社会保険料拠出が多く、歳入に寄与しているとも考えることもできる。それと同時に、平均寿命が短いことなどから、医療・年金部門での支出は抑制されていると指摘している³²。このような外国出身者の特徴を踏まえ、世代会計という手法に基づいて、年齢の変化や教育レベルの変化を加味した動的な分析をした結果、外国出身者の税収³³への貢献は約39億ユーロであり、収支差ではおよそ120億ユーロ（2005年）の負担超過と試算している³⁴。

²⁶ D'Albis et al. (2013) では、移民の人口に対する比率の上昇が、失業率に与える影響を分析した結果、6カ月後、19カ月後にネガティブな影響があることが確認できたが、家族移動の場合に限定する等の条件を変えると、統計的に有意な分析結果は得られないとしている（11ページ、13ページ、16ページ参照）。

²⁷ 経済的移動の場合と家族移動の場合、あるいは流入後の期間の長さといった条件の違いでの比較分析の結果。

²⁸ Ministère de l'économie(2006)の20ページ参照。ただし、この部分の分析に事例として挙げられているのは米国の分析結果が反映している

²⁹ リール大学の研究チームによる成果。

³⁰ 研究実施当時のRMIであり、現在ではRSAに相当する。

³¹ Rapoport (2010)の4ページ参照。

³² Rapoport (2010)の5ページ、134ページ参照。

³³ 公的会計に関する分析であり、国や地方の一般会計と社会保険特別会計の合計である。

³⁴ Rapoport (2010)の121ページ参照。

その他、外国人に関連する財政支出額推計に関する研究として、Bichot (2006)³⁵がある。外国出身者の教育や社会保障、住居、治安維持などに支出された費用は、2005年分の推計として少なくとも242億ユーロに上るとしている³⁶。242億ユーロの内訳として挙げているのは、犯罪対応・予防関連費用として44億7,000万ユーロ、初等中等教育関連の費用として94億2,000万ユーロ、高等教育関連の費用として4億4,000万ユーロ、社会保護関連費用として85億ユーロ、住宅・都市整備関連として9億ユーロ、公共交通サービス関連費用として5億ユーロである。また、犯罪対応・予防関連費用の積算には、警察、治安維持、刑事訴訟（犯罪の有罪件数のうち外国人関連の比率から算出）、刑務所運営費用（刑務所で収監されている者の割合から算出）などに基づき算出したとしている。ただし、外国出身者の財源への貢献分、すなわち、税・社会保険料拠出額は明らかにしていない。

2. 社会保障制度への影響

(1) 社会保障制度³⁷

フランスの社会保障制度は、原則としてフランス人と外国人の合法滞在者を区別しない。合法滞在の外国人の場合、雇用主が社会保障費を負担しており、疾病、年金、失業手当等、すべてフランス人と同等の支給対象となっている。これに対して、不法の外国人労働者の場合には、通常、社会保障の対象にはならない。

合法滞在の外国人は、年金や医療保険、子どもに対する養育費としての家族給付（子どもにはフランスへの滞在要件あり）等、拠出制の給付を受給できる。無拠出制の給付については、労働市場への復帰が当面期待されていない者に対する給付には、成人障害者手当(AAH)等を除き、国籍要件が付されている。一方、労働市場への復帰が見込まれる者への給付である積極的連帯所得手当(RSA)（生活保護に相当）等には、国籍要件は存在しない。なお、年金若しくは労働災害及び職業病、又は親が社会保障の被保険者である未成年者の医療保険（疾病・出産・死亡）に関しては、不法滞在者であっても受給できる。

3. 公共サービスへの影響

(1) 住宅支援³⁸

外国人世帯の多くは、集合住宅や社会賃貸住宅等に居住している場合が多い。少々データが古いだが、1999年の調査時点の数値として、フランス国内で外国人人口の最も多いイル・ド・フランス（首都パリを中心とした8つの県から成り立つ地域圏）の外国出身者の住宅状況を

³⁵ リヨン第3大学教授の研究成果。この論文の発行元であるトマス・モア研究所は、ブリュッセルとパリに拠点をおく欧州の独立系シンクタンクである。設立は2004年。研究領域は、ヨーロッパの制度・政策、経済・国際金融、社会・政治、国際ビジネス等にわたる。

³⁶ Bichot (2006)の15ページ参照。

³⁷ 堤 健造 (2008) を参照。

³⁸ 労働政策研究・研修機構編 (2006) 参照。

みると、外国出身者世帯の61.3%が賃貸住宅に居住している。さらに、公営適正家賃住宅（HLM: Habitation à Loyer Modere）の集合住宅に居住しているケースが非常に多く、イル・ド・フランスの全世帯平均では賃貸住宅の居住者の24.3%がHLM居住者であるのに対して、外国出身者では30.5%である。また、出身国により住宅環境は異なり、ヨーロッパ出身者（47.5%）と東南アジア出身者（47.3%）の住宅の保有状況はイル・ド・フランスの全世帯平均（44.3%）より高く、特にイタリア出身者はフランスで生活し始めてから歴史が長いことと、建築業に就いている外国出身者が多いこともあり持ち家率は63.0%と非常に高い。アフリカ出身者は75.9%が賃貸住宅に居住しており、さらに程度に差はあるものの約半数がHLMの集合住宅に居住している。フランスにおける住宅保障をみると、HLMへの入居は、フランス人、外国人に関係なく住宅困窮度の高い者からという規則が適用されている。

（２）社会統合政策

a. 「受け入れ・統合契約（contrat d'accueil et d'intégration）」³⁹

「受け入れ・統合契約」は、外国人に対する市民教育、言語教育を推進することによって、外国人がフランス社会にとけこみ、フランス的思考方を身につけることを目的としている。

2003年7月以降、外国人の社会統合に関する公的政策を具体化するものとして「受け入れ・統合契約」が施行されている。永続的な定住の観点から、少しでも早期にフランス社会にとけこむことを目的に、新たに入国した外国人に対して「受け入れ・統合契約」が提示される。県知事と個々人が契約を締結するかたちをとり、社会統合のための積極的な取り組みに対する双方の義務は、同契約書に具体的に記されている。すべての給付は無料で行われる。契約の締結に伴って、フランス共和国は当該外国人に対して以下の提供を保障する。(1) 受け入れのための説明会、(2) 滞在資格の交付を可能にする健康診断、(3) 社会的、言語的な位置づけを行うソーシャルエディターとの個別面談、(4) ソーシャルワーカーとの面談と個別の社会的支援、(5) フランス共和国の大原則と基本的権利、フランスの諸制度を提示する市民教育、(6) 新規入国者のニーズに応じた言語教育、(7) 公的雇用サービスや職業訓練へのアクセスに関する情報の提供、(8) 医療、学校、住居、職業訓練や雇用といったテーマごとのニーズに応じた情報提供、(9) 外国人が抱えている諸問題に対する支援や評価、である。

一方、契約を締結した外国人は国に対して以下の義務を負う。(1) 市民教育講座に参加すること、(2) 命じられた言語教育を受けること、(3) 本契約のフォロー・アップを可能とするために、決められた面談に赴くこと、である。

「受け入れ・統合契約」は、2005年1月18日以降、滞在許可証の発行は当該外国人が共和国に統合されることが条件となっており、「受け入れ・統合契約」にサインすることが滞在許可証発行の条件となっている。

³⁹ 労働政策研究・研修機構編（2006）参照。

b. 外国人に対する教育⁴⁰

1995年までフランス政府は外国人の成人への教育に対して、原則として関与してこなかった。フランスにおける教育は国民教育省の管轄にあり、国民教育省は16歳以下の子供に対してのみ国の教育義務が発生するとの考えに基づき、16歳以上の居住者に対しては、国の教育義務が発生しないと考えてきたためである。その結果、1995年までは外国人を対象とした教育は民間団体によるボランティアなどで行われるものに限られていた。しかし1995年以降、政府は外国人受け入れ政策を転換し、成人への教育を実施しているアソシアシオン（非営利団体）に公的助成を行うとともに、2003年以降は「受け入れ・統合契約」に伴う市民教育、言語教育を推進している。

市民教育とは、当該外国人に対してフランス国民としての教育を施すことを目的とした教育であり、その内容はフランスの共和国としての共和制と非宗教主義の原則を尊重し、さらに民主主義の原則、男女同権などを外国人に認識してもらうための教育である。言語教育はフランス語能力が十分でないと判断された場合のフランス語教育であり、受け入れプラットフォームで行われるソーシャルエディター、ソーシャルワーカーとの会話、及び外部教育機関による言語能力テストによって受講対象者を選別している。受講時間数は、評価結果をもとに決められ、当該外国人の言語能力レベルに応じて300～500時間のフランス語教育が実施される。

市民教育及び言語教育の受講後には、市民教育講座への参加を証明する証明書、受講した語学教育のコースに応じて習得したフランス語の能力レベルを法的に認める政府発行の証明書がそれぞれ交付される。

フランス滞在上の資格はフランス人だが外国人の子女のために必要とされる教育もある。フランス国内で出生した外国人の子供たちは、出生主義によりフランス国籍を取得している。そうした子どもたちは、両親の出身国の言葉や文化を家庭で受け継ぐ一方で、フランス社会のなかでフランス人として生活している。フランスにおける外国人の子女に対する教育政策として、ニューカマーならびにロマ人（ジプシー）⁴¹の教育問題のためのCASNAV（Centre Académique pour la Scolarisation des Nouveaux Arrivants et des enfants du Voyage、ニューカマーならびにロマ人の子どものための修学センター）が挙げられる。

c. 国籍取得手続きにおける社会統合政策

第1節3. の最近の動向において既述のとおり、ヴァルス内相（当時）によって2012年10月16日、国籍取得の手續きに関する新たな通達が出されたが、この通達には国籍取得手續きにおける社会統合の新たな方策が示されている。

⁴⁰ 労働政策研究・研修機構編（2006）参照。

⁴¹ 14世紀以降にインドから欧州に向けて移動してきたとされるインド・ヨーロッパ語系ロマニー語を話す人々。以前は「ジプシー」などと呼ばれたが、差別的な意味合いもあるため、現在では「ロマ人」と呼ばれる。

フランスでは、外国人が国籍取得の申請をする場合、原則として次の4要件が必要となる。(1) 成人(18歳以上)であること、(2) 申請時とそれ以前の5年間フランスに居住していること、(3) 安定した就労生活を送っていること、(4) フランス社会に定着していること(フランス語力や共和国の価値に対する理解があること)である。

手続きとしては、国籍取得希望者が必要書類を居住地の県庁へ提出し(手数料として、55ユーロを納付する必要がある)、書類審査を受け、面接調査(聞き取り調査)、最終審査などを経て、18カ月以内に結果が通知されることになっている。

このような状況を踏まえて、ヴァルス内相は2012年10月16日付けで、国籍取得手続きに関する通達を出した。この通達では、従来の帰化審査の過程で申請者の実際の状況を見逃している場合があったり、有資格者の帰化条件を意図的に厳しくしていることもあったことを認めている。その上で、帰化申請書類の審査は、民法典21-16条及びそれ以下の条項で定められる条件に基づいて行われており、国籍付与(帰化)の基準が透明性を持ち、公正なものなくてはならないとしている。

この通達では、(1) 安定した就労生活、(2) 25歳以下の若年者、(3) 新卒者・学生、(4) 国籍取得に必要なフランス滞在年数、(5) 65歳以上の語学力の評価について、(6) フランスの歴史及び文化、社会に関する知識と、フランス共和国の原則及び基本的な価値に関する理解についての評価などに関する詳細を定めている。

(3) 医療費に与える影響⁴²

INSEE(2012)によると、医療費について、外国出身者とフランス人の間で違いはほとんど見られないとしている⁴³。また、45歳以上で予防接種や血圧測定など、予防的な措置を受ける者の比率も、外国出身者とフランス人でほとんど変わらない。ただ、外国出身者が病院(公立病院)や一般医に掛かることがフランス人より多いのに対して、専門医に掛かる者の割合はフランス人より低いという違いがある。

【参考資料】

高山直也(2006)「フランスにおける不法移民対策と社会統合」『外国の立法』230(2006.11)国立国会図書館調査及び立法考査局

(<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/230/023003.pdf>)

堤 健造(2008)「2 外国人と社会保障」『総合調査「人口減少社会の外国人問題」』国立国会図書館・調査資料(<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/document/2008/20080110.pdf>)

前田研究会(2014)「帰国支援という名の強制退去—諸外国の制度との比較から—」『法律学研究』(51号)、慶應義塾大学法学部法律学科ゼミナール委員会

(http://www.clb.law.mita.keio.ac.jp/j-committee/index.html/_src/sc2050/91o93c8ca48b8689ef.pdf)

労働政策研究・研修機構編(2006)『欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合：独・仏・英・伊・蘭 5カ国比較調査』労働政策研究報告書 No.59、労働政策研究・研修機構

Bichot, Jacques, 2006, « Immigration : quels coûts pour les finances publiques ? Essai d'évaluation pour la

⁴² 本項目を執筆するにあたって、藤本玲氏(パリ・デカルト大学(パリ第5大学)博士課程)の協力を得た。

⁴³ INSEE(2012)の232ページ参照。

- France, Deuxième édition », Les Notes, no 6, L'Institut Thomas More, août 2006
- Borjas, George J., 1999, "The Economic Analysis of Immigration", in Orley Ashenfelter and David Card (ed.), *The Handbook of Labor Economics*, Elsevier Science B. V., Vol. 3A, Chapter 28, pp. 1697-1760.
- Bretin, Emmanuel., 2004, « La croissance potentielle de l'économie française de moyen-long terme », DPAE, Direction de la Prévision, n° 48 – septembre 2004.
(<https://www.tresor.economie.gouv.fr/file/326741>)
- D'Albis, Hippolyte; Boubtane, Ekrame et Coulibaly Dramane, 2013, « Immigration et croissance économique en France entre 1994 et 2008 », Etudes et Documents n° 05, CERDI Centre d'Etudes et de Recherches sur le Développement International (CNRS - Université d'auvergne), janvier 2013
- Gross, Dominique M., 2002, "Three Million Foreigners, Three Million Unemployed? Immigration Follows and the Labor Market in France." *Applied Economics*. Vol. 34. No. 16. pp. 1969-1983.
- Hunt, Jennifer, 1992, "The Impact of the 1962 Repatriates from Algeria on the French Labor Market," *Industrial and Labor Relations Review*, Vol. 45, No. 3, pp. 556-572.
- INSEE, 2012, « Immigrés et descendants d'immigrés en France, édition 2012 », Insee Références - Édition 2012, INSEE, octobre 2012
- Ministère de l'économie des finances et de l'industrie, 2006, « Immigration sélective et besoins de l'économie française », Rapport, ministère de l'économie des finances et de l'industrie, janvier
- Ministère de l'Intérieur, 2015, « L'admission au séjour - les titres de séjour », 15 janvier 2015
- Minni, Claude et Okba, Mahrez, 2012, « Emploi et chômage des immigrés en 2011 », Dares Analyses, 2012-077, Dares du Ministère du travail, de l'emploi, de la formation professionnelle et du dialogue social, octobre 2012
- Rapoport, Hillel (Dir.), 2010, « Migrations et protection sociale : étude sur les liens et les impacts de court et long terme », Rapport pour la Drees-Mire, Laboratoire Equippe des Universités de Lille, juillet 2010
- Secretariat general du comite interministeriel de controle de l'immigration (SGCIC), 2008, "Rapport au parlement, Les orientations de la politique de l'immigration et de l'intégration", Huitième rapport établi en application de l'article l. 111-10 du code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile, décembre 2008
(<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/094000036/0000.pdf>)
- Secretariat general du comite interministeriel de controle de l'immigration (SGCIC), 2011a, "Rapport au parlement, Les orientations de la politique de l'immigration et de l'intégration", Huitième rapport établi en application de l'article l. 111-10 du code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile, mars 2011
(<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/114000189/0000.pdf>)
- Secretariat general du comite interministeriel de controle de l'immigration (SGCIC), 2011b, "Rapport au parlement, Les orientations de la politique de l'immigration et de l'intégration", Huitième rapport établi en application de l'article l. 111-10 du code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile, décembre 2011
(<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/124000036/0000.pdf>)